

四半期報告書

(第5期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14

2 株価の推移	15
---------	----

3 役員の状況	15
---------	----

第5 経理の状況	16
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

2 その他	33
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	34
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月10日
【四半期会計期間】	第5期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 勇二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	453,662	225,081	844,781
経常利益（百万円）	7,123	947	7,316
四半期（当期）純利益（百万円） （△は純損失）	1,454	△702	60
純資産額（百万円）	—	90,720	93,146
総資産額（百万円）	—	560,894	550,709
1株当たり純資産額（円）	—	127.04	129.68
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）（△は純損失金額）	2.79	△1.45	△0.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	2.48	—	—
自己資本比率（％）	—	13.3	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△12,400	—	21,403
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,816	—	△4,187
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	9,707	—	△10,268
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	16,764	21,176
従業員数（人）	—	13,798	13,690

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、第5期第2四半期連結会計期間及び第4期は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	13,798	[10,152]
---------	--------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は []内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	147	[0]
---------	-----	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は []内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社従業員は、(株)マルハニチロ水産及び(株)マルハニチロ食品からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

当第2四半期連結会計期間における生産・仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
水産事業	140,240
食品事業	60,760
保管物流事業	3,480
その他の事業	2,603
合計	207,085

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
その他の事業	920	1,961

(注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
水産事業	142,238
食品事業	75,415
保管物流事業	3,811
その他の事業	3,615
合計	225,081

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先がないため省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに決定または締結した経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界経済の成長鈍化及び世界的な資源・食料価格の高騰を背景として企業収益は減少し、設備投資及び個人消費も弱含みで推移しました。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、原材料高の継続及び景況感の悪化に伴う消費マインドの低下により厳しい状況となりました。

このような状況のもとで当社グループは、7月に新グループ中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブ21」を策定し、グループ価値の最大化を目指しています。

当第2四半期連結会計期間における当社グループの売上高は225,081百万円、営業利益は2,708百万円、経常利益は947百万円となりましたが、固定資産減損損失の発生などにより、四半期純損失は702百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の役割を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向に注視しながら、お客様のニーズに対応した効率的な仕入と販売を行い、収益の確保に努めてまいりました。

当第2四半期連結会計期間は、海外市場との競合による「買付価格の上昇」や燃料・包装資材の高騰による「生産コストの上昇」等の厳しい事業環境が継続するなか、水産セグメント全体で価格転嫁に取り組んでまいりました。

北米事業、水産商事事業は堅調に推移いたしましたが、漁業・養殖事業では燃油の高止まり及び漁獲不振により海外エビ合弁事業が低調に推移し、荷受事業は鮮魚やまぐろ類の集荷減及び利益率低下等により、また、戦略販売事業は末端需要の不振により厳しい状況となりました。以上の結果、水産セグメントの売上高は142,238百万円、営業利益は1,062百万円となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用の冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・魚肉ソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

当第2四半期連結会計期間は、原材料価格の高値推移や景気低迷による個人消費の冷え込み、食品の安全に係る事件が相次ぐなど、依然として厳しい状況で推移いたしました。

冷凍食品事業では、原材料価格の高値推移に加え、天洋食品問題やメラミンによる乳製品汚染事件により、中国産の食品を敬遠する動きが強く、中国産の調理冷凍食品や冷凍野菜の販売が依然として低迷しております。加工食品事業では、主力水産缶詰の原料である、さけ、さば、いわしの不足や価格高騰により厳しい状況で推移しましたが、機能性ゼリー“ゼリーdeゼロ”や特定保健用食品のDHA入り魚肉ソーセージ“リサーラ”の健康関連食品が好調に伸長しました。また、魚肉ソーセージ、ちくわの販売については、主原材料であるすりみの価格が高騰していることから、価格や規格の変更を行ないました。畜産事業は、鶏肉及び飼料原料相場が堅調に推移したことから順調に販売することができました。化成品事業については、ヒアルロン酸やコンドロイチン（医薬品）が好調に推移しました。また、アジア・オセアニア事業では、タイにおける生産工場が、鯉やエビなどの主原材料の価格高騰の影響を受けましたが、製品価格への転嫁とパーツ安により収益が改善いたしました。以上の結果、売上高は75,415百万円、営業利益は1,993百万円となりました。

保管物流事業

中国産加工品の搬入減などによる貨物の取り扱い数量減など厳しい事業環境ではありましたが、積極的な営業活動に取り組み、売上高は3,811百万円、営業利益は315百万円となりました。

その他の事業

売上高は3,615百万円、営業利益は353百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日 本

原料価格、包装資材等の価格が上昇するなか、価格転嫁に努め、売上高は204,886百万円、営業利益は3,321百万円となりました。

北 米

燃油の高止まりに伴う生産コスト高騰や、昨年対比3割減と大幅に減少した助宗鱈漁獲枠等、厳しい事業環境が続きましたが、価格転嫁による収益の確保に努め、売上高は10,378百万円、営業利益は384百万円となりました。

ヨーロッパ

自身魚切り身商材への継続的な引き合いと、主要取り扱い魚種である北米助宗鱈の漁獲枠減少に伴う強含み相場に、売上高は1,295百万円、営業利益は27百万円となりました。

アジア

タイにおける生産工場が、鯉やエビなどの主原材料の価格高騰の影響を受けましたが、製品への価格転嫁とパッケージにより収益が改善したことにより、売上高は8,097百万円、営業利益は357百万円となりました。

その他の地域

売上高は423百万円、営業損失は225百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、手元資金並びに借入により得られた資金を、主として需要期に向けた販売在庫の確保や設備投資に使用した結果、当第2四半期連結会計期間末には16,764百万円と第1四半期連結会計期間末に比べ1,357百万円減少いたしました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は1,566百万円となりました。これは、需要期に向けた取り組みにより販売在庫が増加したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は1,495百万円となりました。これは主に設備投資等による支出が債券の償還、並びに固定資産の売却による収入等を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は1,729百万円となりました。これは主に営業活動による資金需要を補うため借入による資金調達を実施したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は新グループ中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブ21」（平成20年度～平成22年度）を策定し、7月22日に発表いたしました。マルハニチログループの経営理念は、誠実を旨とし、本物・安心・健康な「食」の提供を通じて、人々の豊かな生活文化の創造に貢献することです。「ダブルウェーブ21」においては、水産・食品事業をコアとした世界の食へ貢献する21世紀のエクセレントカンパニーとして、常に新しい食の世界を提案する価値創造型企業を目指すと共に、経営資源の「選択と集中」によるグループの全体最適化を進めることで、グループ価値の最大化を目指しております。

「ダブルウェーブ21」の骨子

- ①経営統合の完成と統合効果の追求
- ②優良な食材の安定的な供給
- ③世界市場への挑戦
- ④経営基盤の整備

「ダブルウェーブ21」の経営目標

	平成22年度目標
売上高	10,000億円
営業利益	240億円
ROA	4.6%
自己資本比率	15.7%
有利子負債残高	2,999億円

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、224百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループでは財務体質強化を図るため、㈱みずほコーポレート銀行他と総額280億円の特定期間融資枠契約を締結しております。

当第2四半期連結会計期間末の総資産は560,894百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,185百万円増加いたしました。これは主として需要期に向けた対応により、売上債権及びたな卸資産が増加したことによるものであります。

負債は470,174百万円となり、前連結会計年度末に比べ12,611百万円増加いたしました。これは主として需要期に向けた対応に伴う資金需要の増加等により、短期借入金が増加したことによるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は90,720百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,426百万円減少いたしました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
第二種優先株式	4,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	508,574,884	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注1・4)
第一種 優先 株式	7,030,000	同左	—	(注2・4)
第二種 優先 株式	4,000,000	同左	—	(注3・4)
計	519,604,884	同左	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式 (以下「第一種優先株式」という。)

(2) 発行株式数 第一種優先株式2,000万株

(3) 発行価額 1株につき1,000円

(4) 発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円

(5) 払込期日 平成17年3月25日(金曜日)

(6) 配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)

(7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。

(8) 第一種優先配当金

(イ) 第一種優先配当金の額

1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39銭とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。

(ニ) 第一種優先中間配当金

当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。

(9) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(10) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(11) 募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(12) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間

平成18年9月1日から平成27年3月24日まで

(ロ) 取得の条件

第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。

(c) 取得価額の調整

取得価額は、第一種優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13)取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

3. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）
- (2)発行新株式数 第二種優先株式 4,000,000株
- (3)発行価額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(2)の発行数で除した金額
- (4)資本及び資本準備金組入額 資本組入額 0円
資本準備金組入額 0円
- (5)発行価額の総額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額
- (6)資本及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 0円
資本準備金組入額の総額 0円
- (7)発行日 平成19年10月1日（月曜日）
- (8)発行方法 本株式交換の効力発生日前日の最終の株式会社マルハニチロ食品の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する株式会社マルハニチロ食品優先株式1株につき当社の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付する。

(9)第二種優先配当金

(イ)第二種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録質権者（以下「第二種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金（以下「第二種優先配当金」という。）を配当する。

(ロ)第二種優先配当金の額

1株あたりの第二種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第二種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。なお、初年度の第二種優先配当金についても、日割り計算は行わず、上記と同額とする。

第二種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が80円を超える場合は、第二種優先配当金の額は80円とする。

第二種優先配当年率は、平成19年10月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

平成22年3月期にかかる配当まで

$$\text{第二種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.5\%$$

平成23年3月期にかかる配当から

$$\text{第二種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 3.0\%$$

第二種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成19年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成19年3月30日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(ハ) 累積条項

ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(ニ) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(11) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(12) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、第二種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(13) 取得請求権

第二種優先株主は、当会社に対して、下記に定める条件により、当会社が第二種優先株式を取得すると引換えに当会社普通株式を交付することを請求することができる。

(イ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

(ロ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式数の算定方法

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求に際して提出した第二種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金銭の交付は行わない。

(ハ) 第二種優先株式の取得を請求することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

(ニ) 交付価額

(a) 当初交付価額

当初交付価額は、平成22年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(b) 交付価額の修正

交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される。（修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

(c) 交付価額の調整

①第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。交付価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 交付価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）調整後交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
 - (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該権利行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
 - (iv) 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。交付価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用する。
 - (v) 上記(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- ②上記①に掲げる場合のほか、(i)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割等により交付価額の調整を必要とする場合、(ii)その他当会社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により交付価額の調整を必要とする場合、(iii)交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるときには、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。
- ③交付価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後交付価額を適用する日（ただし、上記①(v)の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記①または②で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、交付価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とし、また、交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から自己株式の数を控除した数とする。

⑤交付価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

(i)上記①(i)の場合は当該払込金額(無償割当ての場合は0円)

(ii)上記①(ii)の場合は0円

(iii)上記①(iii)の場合は、当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。

(iv)上記①(iv)の場合は0円

(v)交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ホ)取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ヘ)取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及び第二種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

(14)取得条項

当会社は、取得を請求することができる期間中取得請求のなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全てを取得する。当会社は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額をもって一斉取得価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(15)優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

4. 提出日現在発行数には、平成20年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式及び第二種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	519,604,884	—	31,000	—	12,250

(5) 【大株主の状況】

①普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
大東通商株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	51,819	10.19
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	17,442	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,052	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	15,986	3.14
日本生命相互保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	13,201	2.60
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	11,766	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,058	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,046	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,107	1.79
東洋製罐株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目3番1号	8,803	1.73
計	—	167,280	32.89

(注) J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成20年7月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年7月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	26,074,000	5.02

②第一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
OUGホールディングス株式会社	大阪府大阪市福島区野田一丁目1番86号	1,500	21.34
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	800	11.38
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	800	11.38
学校法人幾徳学園	神奈川県厚木市下荻野1030	500	7.11
大和製罐株式会社	東京都中央区日本橋二丁目1番10号	500	7.11
林兼産業株式会社	山口県下関市大和町二丁目4番8号	500	7.11
横浜丸魚株式会社	神奈川県横浜市神奈川区山内町1	330	4.69
株式会社海老正	東京都新宿区西新宿七丁目17番10号	300	4.27
常洋水産株式会社	茨城県水戸市青柳町4566番地	300	4.27
新潟冷蔵株式会社	新潟県新潟市江南区茗荷谷711	300	4.27
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	300	4.27
計	—	6,130	87.20

③第二種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	4,000	100.00
計	—	4,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000 第二種優先株式 4,000,000	—	「1 株式等の状況」の (1)株式の総数等に記載 しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,605,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 488,219,000	488,219	—
単元未満株式	普通株式 13,750,884	—	—
発行済株式総数	519,604,884	—	—
総株主の議決権	—	488,219	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が27,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数27個が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	6,605,000	—	6,605,000	1.27
計	—	6,605,000	—	6,605,000	1.27

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	168	184	217	185	203	199
最低(円)	148	158	158	157	159	165

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,428	21,983
受取手形及び売掛金	106,773	102,991
有価証券	322	4,569
商品及び製品	120,136	101,972
仕掛品	9,749	8,086
原材料及び貯蔵品	16,470	14,998
短期貸付金	2,664	2,027
繰延税金資産	5,831	4,823
その他	16,625	14,513
貸倒引当金	△2,146	△2,196
流動資産合計	293,853	273,770
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 57,634	※1 60,098
機械装置及び運搬具（純額）	※1 28,690	※1 30,129
土地	64,282	65,534
建設仮勘定	3,119	1,396
その他（純額）	※1 1,780	※1 2,031
有形固定資産合計	155,506	159,190
無形固定資産		
のれん	20,945	21,642
その他	7,995	8,002
無形固定資産合計	28,940	29,645
投資その他の資産		
投資有価証券	35,557	35,418
長期貸付金	15,371	15,546
繰延税金資産	14,683	19,888
その他	27,310	28,179
貸倒引当金	△10,329	△10,929
投資その他の資産合計	82,593	88,102
固定資産合計	267,040	276,938
繰延資産	0	0
資産合計	560,894	550,709

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,129	38,613
短期借入金	217,999	203,735
未払法人税等	2,665	2,398
引当金	2,242	2,098
その他	32,416	34,708
流動負債合計	299,453	281,554
固定負債		
長期借入金	131,186	132,196
繰延税金負債	5,493	10,464
退職給付引当金	26,267	25,252
その他の引当金	431	1,148
その他	7,341	6,946
固定負債合計	170,720	176,008
負債合計	470,174	457,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	45,228	45,216
利益剰余金	6,800	7,332
自己株式	△1,532	△1,324
株主資本合計	81,496	82,224
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,236	△2,226
繰延ヘッジ損益	13	△175
為替換算調整勘定	△5,426	△3,346
評価・換算差額等合計	△6,649	△5,749
少数株主持分	15,872	16,670
純資産合計	90,720	93,146
負債純資産合計	560,894	550,709

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	453,662
売上原価	394,276
売上総利益	59,386
販売費及び一般管理費	
販売手数料	3,882
保管費	4,055
発送配達費	8,934
広告宣伝費及び販売促進費	2,240
従業員給料	10,431
法定福利及び厚生費	2,321
退職給付費用	1,764
減価償却費	818
研究開発費	445
のれん償却額	630
その他	15,069
販売費及び一般管理費合計	50,593
営業利益	8,792
営業外収益	
受取利息	268
受取配当金	693
為替差益	339
雑収入	916
営業外収益合計	2,216
営業外費用	
支払利息	2,877
持分法による投資損失	313
雑支出	695
営業外費用合計	3,885
経常利益	7,123

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

特別利益	
前期損益修正益	102
固定資産売却益	354
貸倒引当金戻入額	111
その他	157
特別利益合計	726
特別損失	
前期損益修正損	37
固定資産処分損	446
減損損失	800
商品在庫関連損失	※ 707
その他	526
特別損失合計	2,518
税金等調整前四半期純利益	5,331
法人税、住民税及び事業税	3,795
法人税等調整額	△283
法人税等合計	3,511
少数株主利益	365
四半期純利益	1,454

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
売上高		225,081
売上原価		197,444
売上総利益		27,636
販売費及び一般管理費		
販売手数料		2,096
保管費		1,974
発送配達費		4,358
広告宣伝費及び販売促進費		1,295
従業員給料		4,974
法定福利及び厚生費		1,180
退職給付費用		870
減価償却費		413
研究開発費		224
のれん償却額		318
その他		7,221
販売費及び一般管理費合計		24,928
営業利益		2,708
営業外収益		
受取利息		123
受取配当金		90
為替差益		58
雑収入		275
営業外収益合計		547
営業外費用		
支払利息		1,426
持分法による投資損失		515
雑支出		366
営業外費用合計		2,308
経常利益		947

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

特別利益	
前期損益修正益	33
固定資産売却益	332
貸倒引当金戻入額	60
その他	122
特別利益合計	548
特別損失	
前期損益修正損	28
固定資産処分損	149
減損損失	800
商品在庫関連損失	36
その他	416
特別損失合計	1,431
税金等調整前四半期純利益	64
法人税、住民税及び事業税	1,128
法人税等調整額	△468
法人税等合計	659
少数株主利益	108
四半期純損失(△)	△702

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,331
減価償却費	6,947
減損損失	800
のれん償却額	630
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△881
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	629
受取利息及び受取配当金	△961
支払利息	2,877
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,618
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△22,519
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,257
その他	△3,534
小計	△10,042
法人税等の支払額	△2,358
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△47
投資有価証券の売却及び償還による収入	4,252
子会社出資金の取得による支出	△24
有形固定資産の取得による支出	△7,573
有形固定資産の売却による収入	968
貸付けによる支出	△1,362
貸付金の回収による収入	804
利息及び配当金の受取額	995
その他	171
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	22,345
長期借入れによる収入	18,568
長期借入金の返済による支出	△26,453
配当金の支払額	△1,719
少数株主からの払込みによる収入	30
少数株主への配当金の支払額	△205
利息の支払額	△2,867
その他	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,707
現金及び現金同等物に係る換算差額	97
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,412
現金及び現金同等物の期首残高	21,176
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,764

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)下関漁業を新規設立したことにより連結子会社に含めることといたしました。 また、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ふじ丸、(株)エム・アンド・アソシエイツ、(株)マルハ経理マネジメントについては、第1四半期連結会計期間において吸収合併したため、連結の範囲から除いております。 (2) 変更後の連結子会社の数 102社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	_____
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法に基づく低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ214百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は46百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ309百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>1. たな卸資産の評価方法</p>	<p>当第2四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
<p>2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p>	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 税金費用の計算	<p>一部の連結子会社の税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示していません。</p>

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有形固定資産の耐用年数の変更	<p>国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ102百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、211,563百万円 であります。</p> <p>2. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等 に対して債務保証を行っております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、210,617百万円 であります。</p> <p>2. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等 に対して債務保証を行っております。</p>
百万円	百万円
VIVER-ATUN Cartagena, S. A. 990	浙江興業集团有限公司 761
浙江興業集团有限公司 766	熊本水産物取引精算(株) 179
他3社 280	他6社 361
小計 2,037	小計 1,302
財形住宅ローン等 274	財形住宅ローン等 322
合計 2,312	合計 1,624
(うち他社との共同保証によるもの) (107)	(うち他社との共同保証によるもの) (206)
(うち外貨建の保証によるもの)	(うち外貨建の保証によるもの)
1,714千米ドル (182)	1,901千米ドル (217)
合計 (182)	合計 (217)

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>※ 「商品在庫関連損失」の内訳 商品評価損648百万円、その他58百万円 であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)</p>
現金及び預金勘定 17,428百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △664百万円
現金及び現金同等物 16,764百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 508,574,884株
第一種優先株式 7,030,000株
第二種優先株式 4,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,619,231株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,504	3	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第二種優先株式	91	22.88	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,504百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は、1,525百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	142,238	75,415	3,811	3,615	225,081	—	225,081
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,463	1,622	1,183	148	8,417	(8,417)	—
計	147,701	77,037	4,994	3,764	233,498	(8,417)	225,081
営業利益	1,062	1,993	315	353	3,725	(1,017)	2,708

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	292,180	147,384	7,482	6,615	453,662	—	453,662
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	10,434	3,112	2,364	297	16,209	(16,209)	—
計	302,614	150,497	9,846	6,913	469,872	(16,209)	453,662
営業利益	5,865	4,223	514	350	10,953	(2,161)	8,792

(注) 1. 事業区分は主として内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分		主要製品
水産事業	漁業、魚介類販売業、荷受業	冷凍魚介・すりみ・鮮魚
食品事業	食品加工・販売業	缶詰・冷凍食品・魚肉ハムソーセージ・畜産物
保管物流事業	冷蔵倉庫業、運送業	—
その他の事業	海運業ほか	—

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、「水産事業」で22百万円、「食品事業」で4百万円、「その他の事業」で187百万円減少しております。
4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、「水産事業」で13百万円、「食品事業」で32百万円減少しております。
5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が「水産事業」で42百万円、「食品事業」で71百万円それぞれ増加し、「保管物流事業」で10百万円、「その他の事業」で1百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	204,886	10,378	1,295	8,097	423	225,081	—	225,081
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,436	6,560	—	2,852	635	11,485	(11,485)	—
計	206,323	16,939	1,295	10,949	1,058	236,566	(11,485)	225,081
営業利益（又は営業損失）	3,321	384	27	357	△225	3,866	(1,157)	2,708

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	413,089	21,571	3,057	14,789	1,154	453,662	—	453,662
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,218	14,804	—	5,348	877	23,248	(23,248)	—
計	415,307	36,376	3,057	20,137	2,032	476,911	(23,248)	453,662
営業利益（又は営業損失）	8,971	2,332	75	47	△313	11,114	(2,321)	8,792

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北 米 : アメリカ

ヨーロッパ : スイス、オランダ

ア ジ ア : タイ、中国、インドネシア、マレーシア

その他の地域 : マダガスカル、ニュージーランド

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、「日本」で214百万円減少しております。

4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、「北米」で13百万円、「アジア」で32百万円減少しております。

5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で102百万円増加しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	11,783	6,206	5,968	1,485	25,442
II 連結売上高（百万円）					225,081
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	5.2	2.8	2.7	0.7	11.3

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	22,335	11,355	9,762	3,150	46,604
II 連結売上高（百万円）					453,662
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	4.9	2.5	2.1	0.7	10.3

（注）1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

北 米 : アメリカ、カナダ

ヨーロッパ : ヨーロッパ諸国

ア ジ ア : アジア諸国

その他の地域 : アフリカ諸国、オセアニア諸国、中南米諸国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

デリバティブ取引の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 127.04 円	1株当たり純資産額 129.68 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	90,720	93,146
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	26,951	27,932
(うち優先株式に係る純資産)	(11,030)	(11,030)
(うち少数株主持分)	(15,872)	(16,670)
(うち優先株式配当金)	(48)	(232)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	63,768	65,213
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	501,955	502,878

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2.79 円	1株当たり四半期純損失金額 1.45 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 2.48 円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損 失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	1,454	△702
普通株主に帰属しない金額(百万円)	48	24
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	1,405	△727
普通株式の期中平均株式数(千株)	502,906	502,932
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	47	—
(うち優先株式配当金)	(48)	(—)
(うち子会社の発行する潜在株式調整額)	(△1)	(—)
普通株式増加数(千株)	82,932	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間の末日におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。